

大分大学医学部附属病院臨床栄養管理室細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院臨床栄養管理室（以下「臨床栄養管理室」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(臨床栄養管理室長)

第2条 臨床栄養管理室長は、病院長の命を受け、臨床栄養管理室の業務を総括する。

(業務)

第3条 臨床栄養管理室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 患者の栄養、栄養管理及び献立に関すること。
- (2) 食事療養の健康教育に関すること。
- (3) 患者の栄養指導に関すること。
- (4) 患者給食の調理及び配膳に関すること。
- (5) 患者給食の食数管理に関すること。
- (6) 食事療養に係る施設及び設備の整備及び管理に関すること。
- (7) 食事療養に係る施設の衛生等の管理に関すること。
- (8) 各部門との連絡調整に関すること。
- (9) 研修生および実習生の教育に関すること。
- (10) その他食事療養に関する運用及び質の向上に関すること。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、臨床栄養管理室の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-36号）

この細則は、平成21年3月25日から施行する。